



YELL・Spirits エール・スピリッツ

2010年10月号

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より ● トラブル防止！！労働契約書作成のポイント ● 新卒者就職実現プロジェクト
- 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 不正受給防止対策の強化 第3弾 11/1～
- 最低賃金改定のお知らせ ● 企業PRコーナー ● スタッフコラム

鎌倉です。

先日、保育園でお祭りがあり、子供たちは自分たちで作った山車を引くのを楽しみにしていたのですが、あいにくの大雨になってしまいました。3歳の娘が悔しがって、「雨を食べちゃうぞ～」と空に向かって大きな口を開けていたら、他の子も「雨を食べるぞ～！晴れる～」と一斉に上を向いて雨を食べ始めたので、その姿に保護者は大笑いでした。

3歳にもなると、友達と自分たちで役割分担を決めて何かをやったり、仲間意識も芽生え、見ていると本当に飽きません。自然と組織になって自分たちで動けるのですよね。「あたし、こっちを作るから 君はこの船を作ってね！」とかやり始めるのです。思うようにいかなかったり、ケンカしたりもしながら、何とか折り合いをつけて自分たちでやっています。

園行事は、年齢関わらず取り組むのですが、自分よりも多くのことができる上のクラスは、娘にとっては憧れの存在。取り組んでもできないことがあると「すみれ組さんはできるかなあ」などとつぶやきながらやっています。子供たちをみていると「組織」の基本は、人間の本质にあるのだと感じます。

「もっと大きいのを作ろう！」という目標に対して、役割分担しみんなで協力しあう、できない所は上の子に助けてもらう、下の子に教えてあげる、もっといい方法を発見したのでみんなに知らせよう、みんなで完成！やった～最高！！次はもっと凄いのを作ろうよ！ と実にシンプルな喜びなのですね。

「一人ではできないこともみんなで協力すると凄いものが完成する」子供をみていると、私も組織で何かを成し遂げたい思いが強くなりました。魅力的な自発的組織を作りたいものですね！



エール行きつけの美味しい焼肉屋さんで一枚です。大倉山の手作り梅酒をボトル(樽)キープしていますので、よろしかったら一緒にどうぞ！

8月は全職員で、この5年を振り返りました。

9月から、新しいプロジェクトに全職員が取り組んでおります。来年からクラウドコンピューティングによる新サービスを顧問先企業様にご案内できる予定です。

どうぞご期待下さい！

トラブル防止！！

労働契約書作成のポイント

有期契約の場合は必ず契約期間を明記。

労働契約書

タイトルは「労働契約書」「雇用契約書」どちらでも可。
「労働条件通知書」は会社から労働者への一方的通知です。(労働者の署名・捺印はない。)

株式会社エール(甲) と 横浜 太郎 (乙) は次のとおり労働契約を締結する。

契約期間	期間の定め あり (年 月 日～ 年 月 日) なし ※試用期間は3ヵ月とする。 勤務開始日 : 平成22年10月 1日
就業の場所	横浜市港北区新横浜1-1-1 株式会社エール 本社 ※業務上の必要性により転勤を命じることがある。
従事すべき業務の内容	営業および販売促進業務
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (9時00分) 終業 (18時00分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等：() 単位の変形労働時間の組み合わせによる。 「始業 (時 分) 終業 (時 分) 「始業 (時 分) 終業 (時 分) 「始業 (時 分) 終業 (時 分) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム(始業) 時 分から 時 分、(終業) 時 分から 時 分、コアタイム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制：始業 (9時00分) 終業 (18時00分) (5) 裁量労働制；始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第〇〇条～第〇〇条、第〇〇条～第〇〇条 2 休憩時間 (60) 分 3 所定時間外労働の有無 (有) ・ 無)
休日	・ 定例日：毎週土・日曜日、国民の祝日、その他 (12月29日～1月3日) ・ 非定例日：週・月当たり 日、その他 () ・ 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第〇〇条～第〇〇条、第〇〇条～第〇〇条
休暇	1 年次有給休暇 6ヵ月継続勤務した場合→ 10 日 継続勤務6ヵ月以内の年次有給休暇 (有 ・ 無) → ヵ月経過で 日 時間単位年休 (有 ・ 無) 2 代替休暇 (有 ・ 無) 3 その他の休暇 有給 (慶弔休暇) 無給 (育児・介護休業等) ○詳細は、就業規則第〇〇条～第〇〇条、第〇〇条～第〇〇条

転勤の可能性がある場合。

・特別な能力を要する業務や営業目標を達成することを条件に採用する場合は、契約書に業務内容や営業目標数値を明記。
 ・管理職として採用する場合もその旨を記載。
 ・職種変更の可能性がある場合は、「業務上の必要性により職種変更を命じることがある。」と記載。

営業職など労働時間の算定し難い職種で事業場外のみなし労働時間制とする場合は契約書にも明記しておく。

営業手当・定額時間外手当等、固定的に残業代を支給する場合はその旨と何時間分の残業代であるかを記載。
基本給に残業代を含む場合は「基本給のうち、〇〇万円は〇時間分の時間外手当として支給する。」等と必ず内訳がわかるようにする。
※就業規則に営業手当・時間外手当等の定義が必要です。
固定的に支払う時間数を超えた場合は別途時間外手当の支払いが必要。

賃金	1 基本賃金	イ 月給 (320,000) ハ 時間給 () ニ 出来高給 (基本単価) ホ その他 ()
	2 諸手当の額及び計算方法	イ 家族 手当 12,000 円 (配偶者 7,000 円 子 5,000 円) ロ 通勤 手当 15,600 円 (通勤定期代の実費) ハ 営業 手当 75,000 円 (30 時間分の時間外手当として支給)
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率等	イ 所定時間外 法定超 月 60 時間以内 (25) % 月 60 時間超 (25) % 所定超 () %、 ロ 休日 法定休日 (35) %、法定外休日 (25) %、 ハ 深夜 (25) %
	4 賃金締切日	毎月 15 日 賃金支払日 毎月 25 日
	5 賃金の支払い方法	(銀行振込)
	6 労使協定に基づく賃金支払時の控除	有 () ・ 無 ()
	7 賃金改定	毎年 4 月 業績・人事評価等を勘案のうえ決定
	8 賞与	有 (原則として年 2 回 (7,12 月)) ・ 無 ()
	9 退職金	有 (退職金規程による) ・ 無 ()
更新の有無	1 契約更新の有無 イ 自動的に更新する ロ 更新する場合があります ハ 更新しない 2 契約の更新は、次のいずれかにより判断する ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ 有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度 ・ 会社の経営状況 ・ その他 ()	
退職に関する事項	1 定年制 有 (60 歳) ・ 無 () 2 継続雇用制度 有 (65 歳まで) ・ 無 () 3 自己都合退職の手続 (退職する 30 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 (就業規則による) ○詳細は、就業規則第〇〇条～第〇〇条、第〇〇条～第〇〇条	
その他	・ 社会保険の加入状況 (厚生年金 ・ 健康保険) ・ 雇用保険の適用 (有 ・ 無) ・ その他 ()	

パート・アルバイト等で賞与・退職金を支給しない場合は「無」であることを明確にしておく。

有期契約の場合は契約更新の有無・更新の判断基準を明記。

※以上のほかは、当社就業規則による。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 : 横浜市港北区新横浜 1-1-1
株式会社エール
代表取締役 東京 一郎 ㊟

乙 : 横浜市港北区大豆戸町 000
横浜 太郎 ㊟

労働契約書の作成・ご相談
はお気軽にエールまでお
問い合わせ下さい。

トラブルを防ぐためには、最初の約束(契約)が重要です。口頭での条件提示は「言った」「聞いてない」のもと、労働契約書を交わすことで無用なトラブルを防止できます。給与の金額や待遇などは個々の労働者によって異なりますので、雇用契約書は個別に作成し、会社と労働者が1部ずつお互いに保管しておいて下さい。

新卒者就職実現プロジェクト

9/24~
NEW!

	3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定の者 卒業後安定した職業に就いた経験がない者 (1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない。) 40歳未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月以降の大学等卒業者で、卒業後安定した就労の経験がない者。 (1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない。) ※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいい、高校・中学は含みません。
支給対象 事業主	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークまたは新卒応援ハローワークへ既卒者トライアル雇用求人を提出 ※「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。 ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介で対象者を雇入れる。 原則3ヵ月の有期雇用終了後、正規雇用へ移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークまたは新卒応援ハローワークへ卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人および一般求人を提出 ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介で対象者を雇入れる。
支給額	<p>①有期雇用期間 対象者1人につき、10万円/月(最大30万円) ※有期雇用期間は原則3ヵ月間。 有期雇用期間終了後に支給。</p> <p>②有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ 対象者1人につき50万円 ※正規雇用の雇入れから3ヵ月経過後に支給。</p>	<p>正規雇用での雇入れから6箇月経過後に100万円を支給 ※奨励金の支給は同一事業所に1回(100万円)限りとなります。</p>
支給 イメージ	<p>●トライアル雇用奨励金●</p> <p>雇用開始</p> <p>3ヵ月</p> <p>6ヵ月</p> <p>有期雇用契約(原則3ヵ月)</p> <p>正規雇用(期間の定めのない)契約</p> <p>月10万円×3ヵ月支給</p> <p>正規雇用3ヵ月経過後 50万円支給</p> <p>●採用拡大奨励金●</p> <p>正規雇用(期間の定めのない)契約</p> <p>正規雇用6ヵ月経過後 100万円支給</p>	

新卒者体験雇用奨励金対象求人は3年以内既卒者トライアル雇用奨励金対象求人に読み替えられます。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

不正受給防止対策の強化 第3弾 11/1～

【第1弾】平成22年4月1日～

- ① 休業等を実施した労働者に対して電話ヒアリングを実施する。
- ② 教育訓練に係る計画届について労働者別に実施予定日を記載することを義務付けるとともに、計画の範囲内で実施日数及び対象者数が減少する場合についても変更届の提出を義務付ける。
- ③ 教育訓練実施後の支給申請時に個々の労働者ごとに実施を証明する書類(受講者アンケート等)の提出を義務付ける。

【第2弾】平成22年7月1日～

- ① 都道府県労働局において、以下の事業所に係る実地調査を必ず実施する。
 - ・ 事業主が自ら実施する事業所内訓練の実施日数が多い事業所
 - ・ ある程度業務量があると推察されるにもかかわらず休業の実施日数が多い事業所
 - ・ 休業等を実施する一方で合理的な理由なく雇用する労働者が増加している事業所
- ② 厚生労働省において、都道府県労働局が行う立入検査のノウハウを収集・分析し、その成果を研修することにより不正受給の摘発を強化する。

【第3弾】平成22年11月1日～

不正受給を行った事業所については、事業主の名称、代表者氏名、事業所の名称、所在地、概要、不正受給の金額、内容を公表する。

最低賃金改定のお知らせ

地域別最低賃金と発効日が下記のとおり、決定しました。最低賃金は正社員だけでなく、パート・アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、その地域で働くすべての労働者に適用されます。

神奈川・東京以外に支店や工場などがある場合は、それぞれの支店等のある都道府県の最低賃金が適用されますので、都道府県労働局のHP等でご確認下さい。

	改定前		改定後	発効日
神奈川	789円	→	818円 (29円引き上げ)	10月21日
東京	791円		821円 (30円引き上げ)	10月24日

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業 PR を掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。



きれいで、目立つ、光る
コマーシャルカー



効果的な販売促進活動に。
放送宣伝カー



介護・福祉事業者向けの
リフト付き車両の代車サービス

株式会社車工場はお客様のニーズに合わせて様々な宣伝カー、選挙カーを製作・販売している企業です。これまでに製作した宣伝カー、選挙カーは全国の街頭で活動しており、その活躍ぶりはTV・ラジオ・新聞・雑誌など多くのメディアで紹介されています。これまでとは異なる営業方法をお考えのお客様、介護・福祉事業者様、ぜひ一度、ホームページをご覧ください。また、車工場では海外のお客様への販売サポートも計画しており、貿易業務パートナーを募集しております。



株式会社 車 工 場 〒230-0077 横浜市鶴見区東寺尾 3-6-6

TEL : 045 (584) 6636 FAX : 045 (582) 7 392

E-mail : care@kurumakoujyou.jp

<http://www.kurumakoujyou.jp> <http://www.bekkoame.ne.jp/ha/kuruma/>

スタッフコラム

今月のコラムは、
鈴木が
担当します。



夏の猛暑が一段落し、秋らしく涼しい日が続くようになりました。秋の行楽シーズンを車で出かけられる方もいらっしゃるでしょう。すでに申請の受付が終了したエコカー減税で車を購入された方の最初の遠出となるのではないのでしょうか？

現在では、たいいていの車でカーナビが取り付けられています。私自身も利用していたのですが、この夏の猛暑の影響かどうか分かりませんが、突然操作ができなくなり、モニターに全く映像が映らず故障してしまいました。そこで、買い替えのために量販店に行ったところ、テレビやDVDを見れるのはもちろん、携帯電話を通じてリアルタイムの渋滞情報を確認して目的地までの案内もしてもらえるなどその機能の豊富さに驚かされました。

これだけの技術を支えているカーナビには多くの企業が関わっています。一つ一つの部品の製造、部品の組み立て、製品の販売、取り付け、メンテナンスなど製造業だけでなく、小売業などに関わっているのかと考えながら購入しました。何気なく一つの商品を購入した場合にも、どの業界に影響があるのかを考えてみると面白いものです。想像している以上に影響があるので自分の会社にも影響があるかもしれませんね。